

経済安保版 秘密保護法案に反対を！

2024年2月
秘密保護法対策弁護団

岸田政権は、**本年の通常国会**に、セキュリティ・クリアランス制度の導入などを盛り込んだ「**重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律案**」を提出しました。

これは、特定秘密保護法自体の改正ではありませんが、特定秘密保護法の特定秘密の対象となっていた4分野（外交、防衛、テロ、スパイ活動）に加えて、更に**経済情報についても秘密とすることで秘密保護法制を拡大**し、市民の知る権利の制限を拡大しようとする「**経済安保版秘密保護法案**」です。

私たち秘密保護法対策弁護団は、特定秘密保護法について、秘密指定が恣意的に拡大するおそれがあること、公務員だけでなくジャーナリストや市民も独立教唆・共謀・煽動の段階から処罰されること、最高刑は懲役10年の厳罰であること、政府の違法行為を暴いた内部告発者、ジャーナリスト、市民活動家を守る仕組みが含まれていないこと、適性評価によるプライバシー侵害のおそれが高いこと、政府から独立した「第三者機関」も存在しないことなど、ツワネ原則（国家安全保障と情報への権利に関する国際原則）にことごとく反っていて根本的な欠陥があると考え、廃止もしくは抜本的改正を求めてきました。

国連自由権規約委員会も、第六回(2014年)・第七回(2022年)の審査で、日本政府に勧告をし続けています。

私たちは、**知る権利、言論・表現の自由、報道の自由、プライバシー権、ひいては民主主義を危うくする秘密保護法制強化の今回の動きに強く反対**します。

【法案の概要】

- ① 重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要があるものを、「**重要経済安保情報**」として秘密指定する。
- ② 当該情報にアクセスする必要がある者（政府職員と民間人）に対して**政府による調査を実施し、信頼性を確認してアクセス権を付与**する（セキュリティ・クリアランス（信頼性評価）＝適性評価）。
- ③ 刑事罰として、漏洩すると安全保障に「著しい支障」を与える恐れのある経済分野の情報を機密性の特に高い「**特定秘密**」として、漏洩した場合には、**既存の特定秘密保護法を適用（10年以下の拘禁刑）**する。一方、本法案では安全保障に「支障」を与える情報を「**重要経済安保情報**」に指定し、漏えいや取得行為について**5年以下の拘禁刑や500万円以下の罰金刑**などを科す。**共謀、教唆、煽動段階でも処罰**する。



「セキュリティ・クリアランス」という新しい言葉を使っているけれど、結局、特定秘密保護法上の、①特定秘密の指定、②プライバシー侵害のおそれが指摘されている適性評価制度、③重い罰則と、**完全に同じ構図**だね！

【法案の問題点について】

第1 定義が不明確で、政府が自由に解釈して秘密指定できます。

本法案は、重要経済基盤保護情報であって、公になっていないもののうち、その漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるため特に秘匿する必要があるものを、「重要経済安保情報」として指定するとしています。

しかし、その範囲が不明確で、恣意的に拡大されていく可能性があります。「秘密」が無制限に拡大されていく可能性が高く、歯止めがありません。

第2 「重要経済安保情報」の漏えいや取得行為について5年以下の拘禁刑や500万円以下の罰金刑などを科します。共謀、教唆、煽動段階でも処罰します。

重要経済安保情報を取得する行為についても上記のように重い刑罰を設けている上、漏えい又は取得行為について共謀・教唆・煽動した者も処罰対象としています。

冤罪の温床になる危険があります。ジャーナリストや市民が情報を取得しようとする場合に萎縮効果が生じ、知る権利を害します。



第3 特定秘密保護法の拡大であることが明確になりました。

まず、本法案自体が、特定秘密保護法の改正を記載しているわけではありません。

しかし、報道によれば、政府は、漏えいによって安全保障に「著しい支障」がある経済安保情報は「特定秘密」が適用でき、特定秘密保護法による10年以下の拘禁刑などが適用されるとしています。

他方で、安全保障に「支障」があるものを、本法案が「重要経済安保情報」として、漏えいや取得行為について5年以下の拘禁刑・500万円以下の罰金刑を定めているという形をとっています(法案22条)。

つまり、特定秘密保護法の特定秘密について、法改正ではなく、運用で、経済情報分野について拡大するというのです。

第4 広範な民間人について、秘密に接触できる者と接触できない者に分けるために、家族も含めて、身辺調査（セキュリティ・クリアランス＝適性評価）を行います。

特定秘密保護法の適性評価は主に公務員が対象でしたが、本法案ではサプライチェーンや基幹インフラに関与する多数の民間事業者、先端的・重要なデュアルユース技術の研究開発に関与する大学・研究機関・民間事業者の研究者・技術者・実務担当者など、広範な民間人が適性評価の対象となることが想定されています。

特定秘密保護法の適性評価と同様、活動歴、信用情報、精神疾患など高度なプライバシー情報まで取得し、しかも、本人だけでなく、その家族や同居人についても調査の対象となります。

適性評価を受けるに際しては本人の同意を得ることとされていますが、調査を拒めば、結局、企業等が取り組む研究開発や情報保全の部署などからは外される可能性が高いと言わざるを得ません。

第5 両議院の情報監視審査会や、国会への報告制度も適用されないこととされています。

秘密指定や適性評価が適正なされているかをチェックするための政府から独立した第三者機関も必要不可欠ですが、本法案にはそれも盛り込まれていません。

それどころか、特定秘密保護法における特定秘密について定められていた、両議院の情報監視審査会や、国会への報告制度さえありません。

